

第3部 事前復興 まちづくり計画編

第1章 事前復興まちづくり計画編の概要

第1節 事前復興まちづくり計画編の目的

事前復興まちづくり計画は、南海トラフ地震などの大規模災害により、大きな被害が想定される市街地や集落を対象として、まちや住まいの復興方針、復興のイメージ等を定める計画として策定しました。

第2節 事前復興まちづくり計画編の構成

事前復興まちづくり計画編は以下の構成とします。

1 三瓶東地区 事前復興まちづくり計画(第2章)

三瓶東地区を対象として、復興まちづくりの課題を踏まえ、復興まちづくりの目標や方針、事前復興まちづくりイメージ図を示します。



2 実現に向けた取組み(第3章)

復興事前準備のアクションプランや本計画の見直し方法を示します。

第3節 事前復興まちづくり計画編の策定手順

本編は、愛媛大学の協力のもと、三瓶東地区の住民、中学校や高校の生徒が参加した「事前復興まちづくり計画検討 地域ワークショップ」を5回開催し、議論した成果をとりまとめて作成しました。三瓶地域の住民が描いた、三瓶東地区の将来像を形にしたものです。

事前復興まちづくりを進めていくには、誰が、いつ、どのように進めていくかが重要になります。地域住民や各種団体、行政等が、それぞれの立場で出来ることを模索し、より良い地域の実現に向けた道標となる役割を担う計画となります。

現段階では、対象地区を三瓶東地区としています。今後の検討により、各地区の事前復興まちづくり計画が作成されるものとします。



図 3-1 事前復興まちづくり計画の策定手順

第2章 三瓶東地区 事前復興まちづくり計画

第1節 対象区域

事前復興まちづくり計画の対象区域は、大きな被害が想定される市街地を対象とすることから、三瓶東地区を対象区域とします。



図 3-2 対象区域

第2節 対象災害

事前復興まちづくり計画の対象災害は、三瓶東地区に甚大な被害が想定されている、愛媛県地震被害想定調査結果に基づく南海トラフ巨大地震(最大クラスの地震・津波被害)とします。

第3節 地区の現状等

三瓶東地区のまちづくり等の現状を踏まえ、事前復興まちづくりに資する現状と課題を分析するため、三瓶東地区の現状等を整理します。

(1) 人口

2060年までの人口を、現在の状況のまま進んだ場合の中位推計として示すと、2019年時点から約20年後には3,500人台と約半数になっている可能性があります。

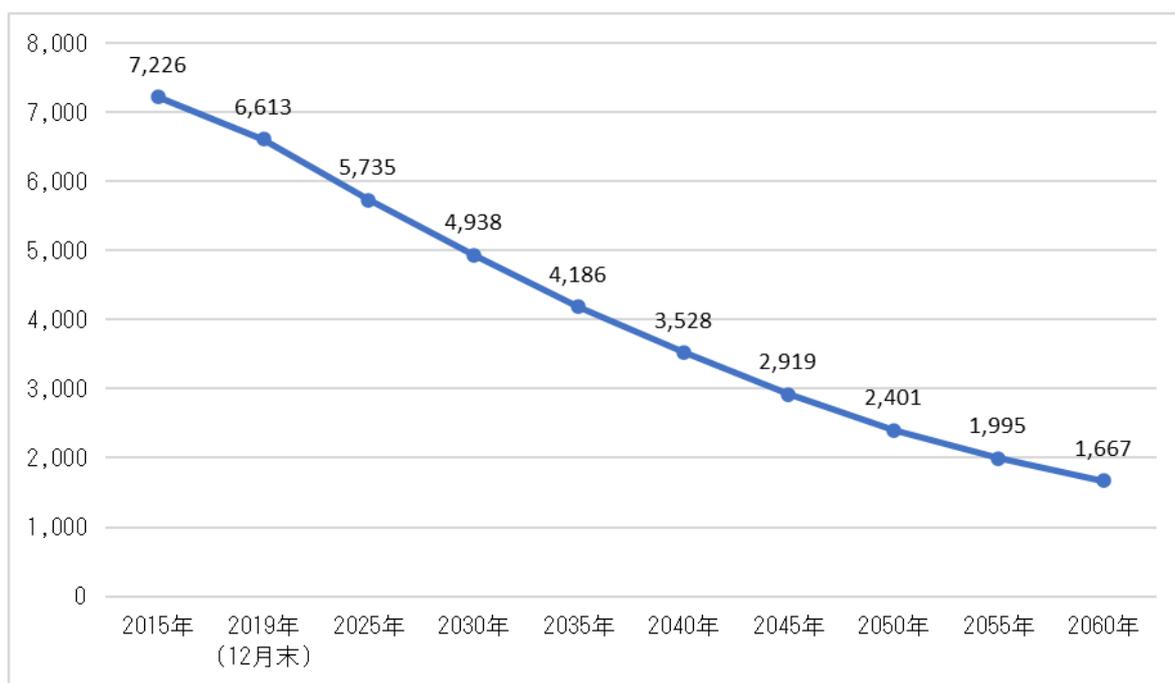


図 3-3 三瓶地域の人口推移（中位推移）

出典：第2次西予市総合計画,R4.3

(2) 産業

三瓶地域の産業別就業者数は、第1次産業が約21%、第2次産業は約19%、第3次産業は約60%となっています。

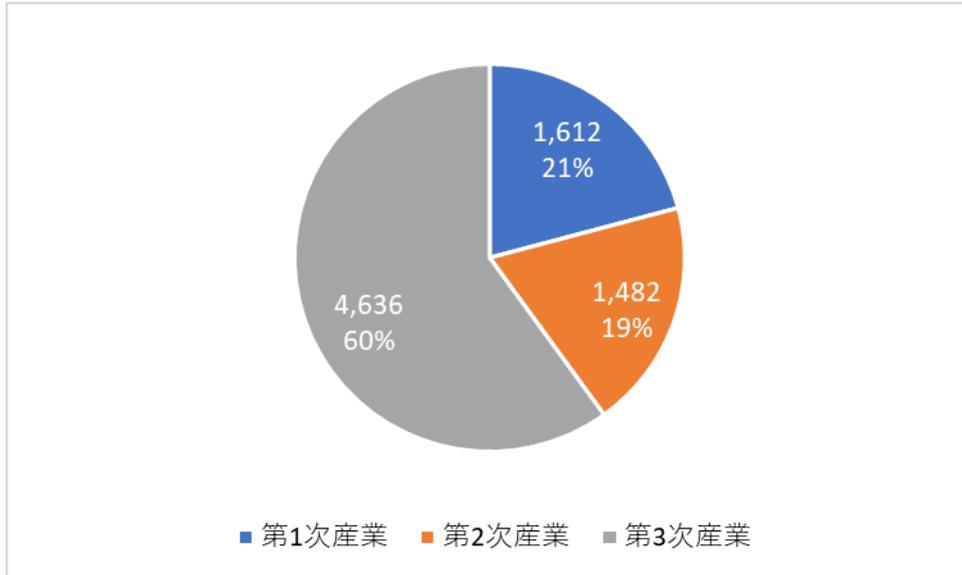


図 3-4 産業別就業者数（令和2年時点）

出典：令和2年度国勢調査結果

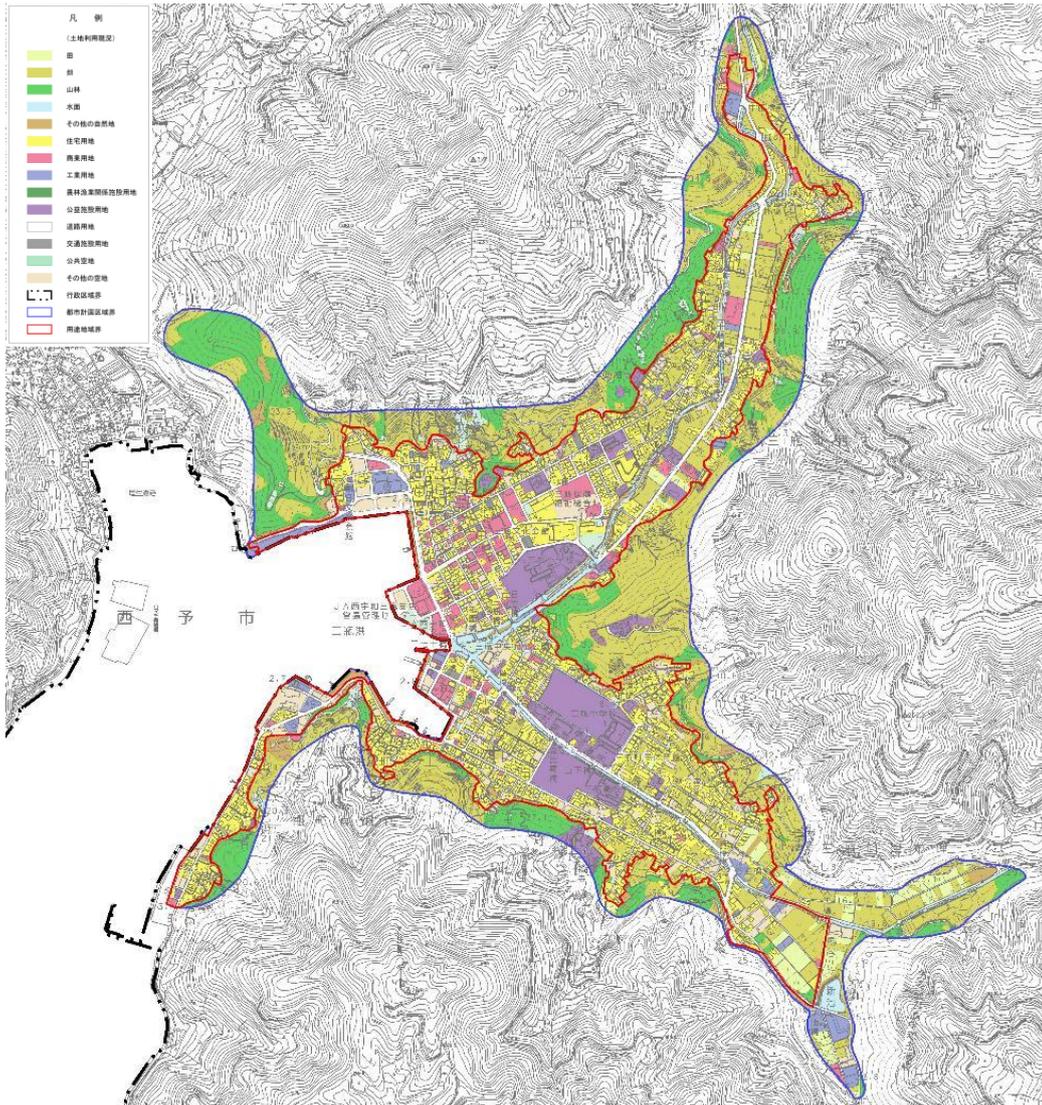


图 3-6 土地利用現況図

出典：西予都市計画区域基礎調査,H25

(4) 学校・医療・福祉施設

学校は、三瓶小学校、三瓶中学校、宇和高等学校三瓶分校の3校があります。また、福祉施設、医療機関については、三瓶支所の近隣に多く位置しています。

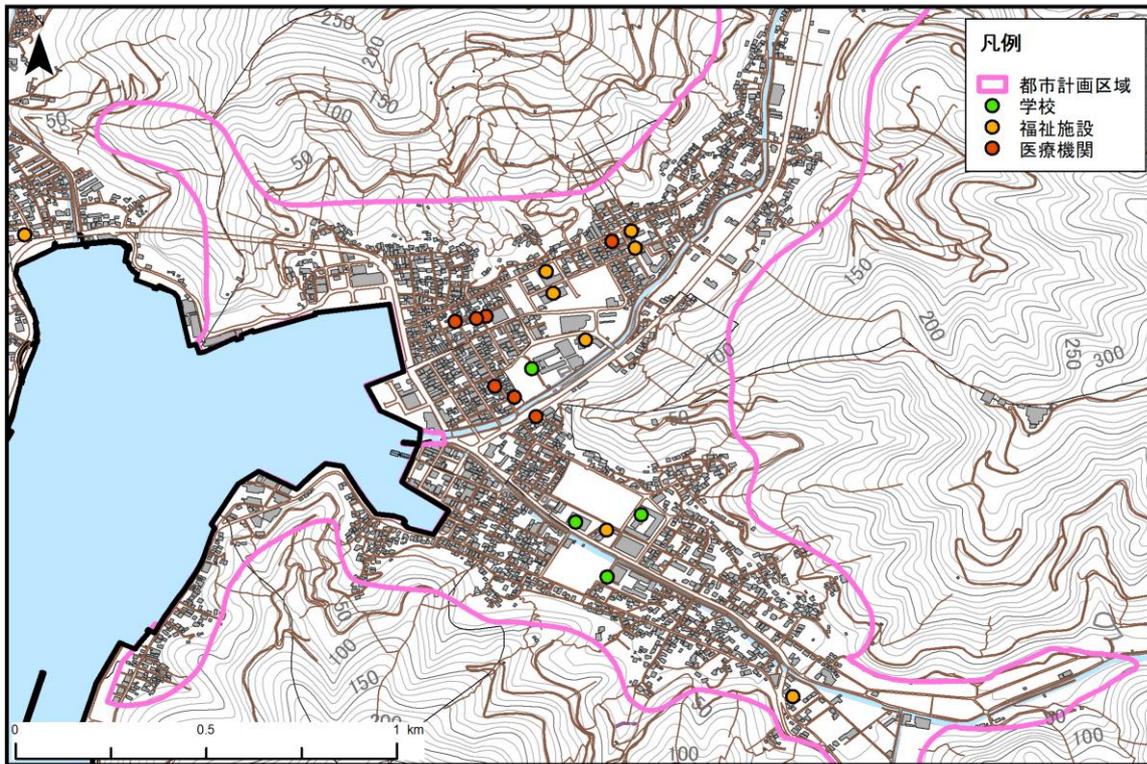
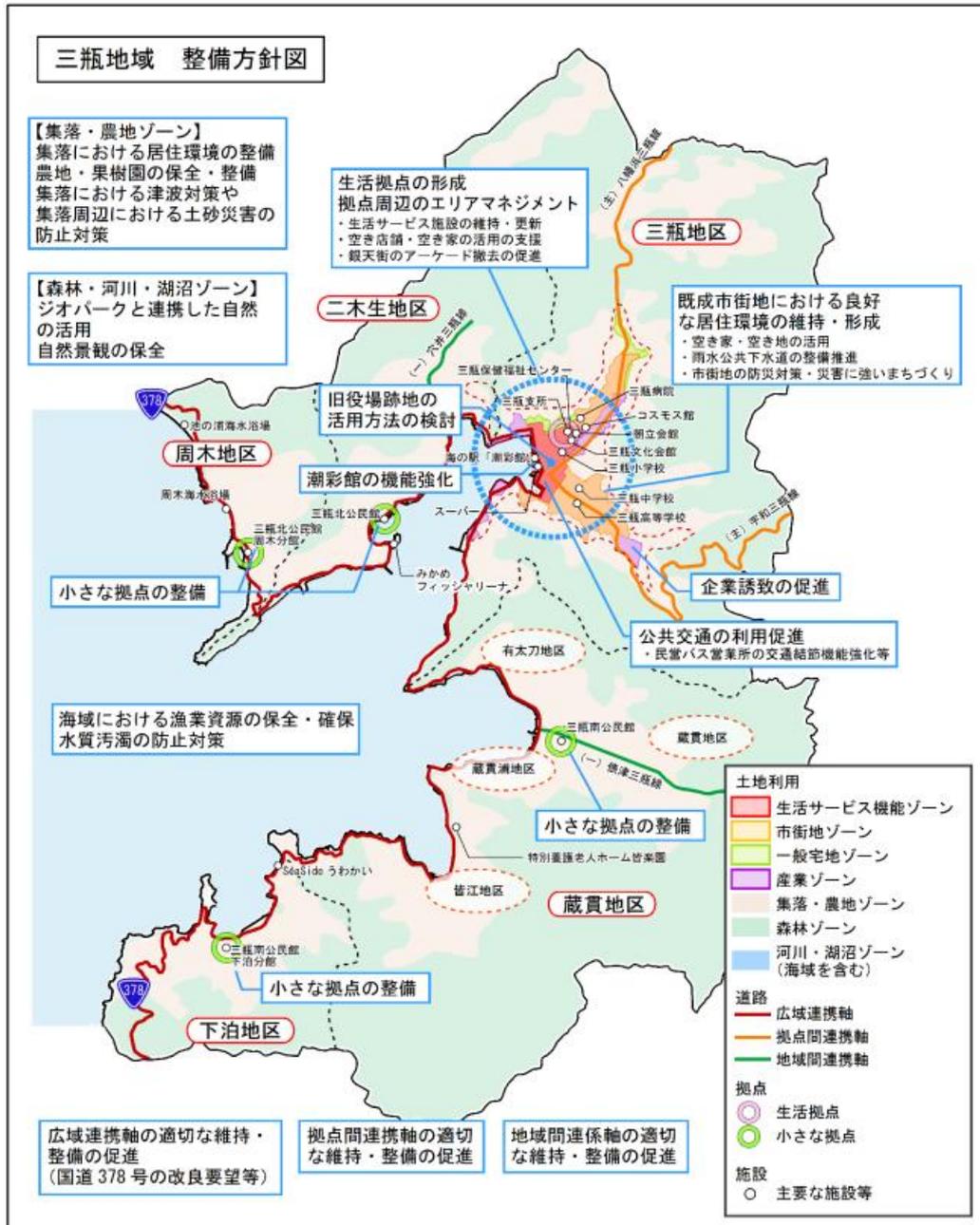


図 3-7 学校・医療・福祉施設

(5) 都市計画マスタープラン

「西予市都市計画マスタープラン」において、三瓶東地区は、三瓶地域内の生活拠点として位置づけられています。また、既成市街地における良好な住居環境の維持・形成や企業誘致の促進、公共交通の利用促進等が方針として示されています。



※蔵貫地区は有太刀、蔵貫浦、蔵貫、皆江の4地区で構成しています。

※二木生地区は垣生、二及、長早の3地区で構成しています。

図 3-8 三瓶地域の整備方針

出典：西予市都市計画マスタープラン,R2.9

(6) 立地適正化計画

「西予市立地適正化計画」において、三瓶地域では、三瓶支所周辺が三瓶生活拠点地区に設定されています。三瓶地域の生活拠点として、既存の生活サービス施設（医療施設、福祉施設、子育て支援施設、商業施設、教育文化施設、金融施設）の維持、機能増進を図ることとされています。

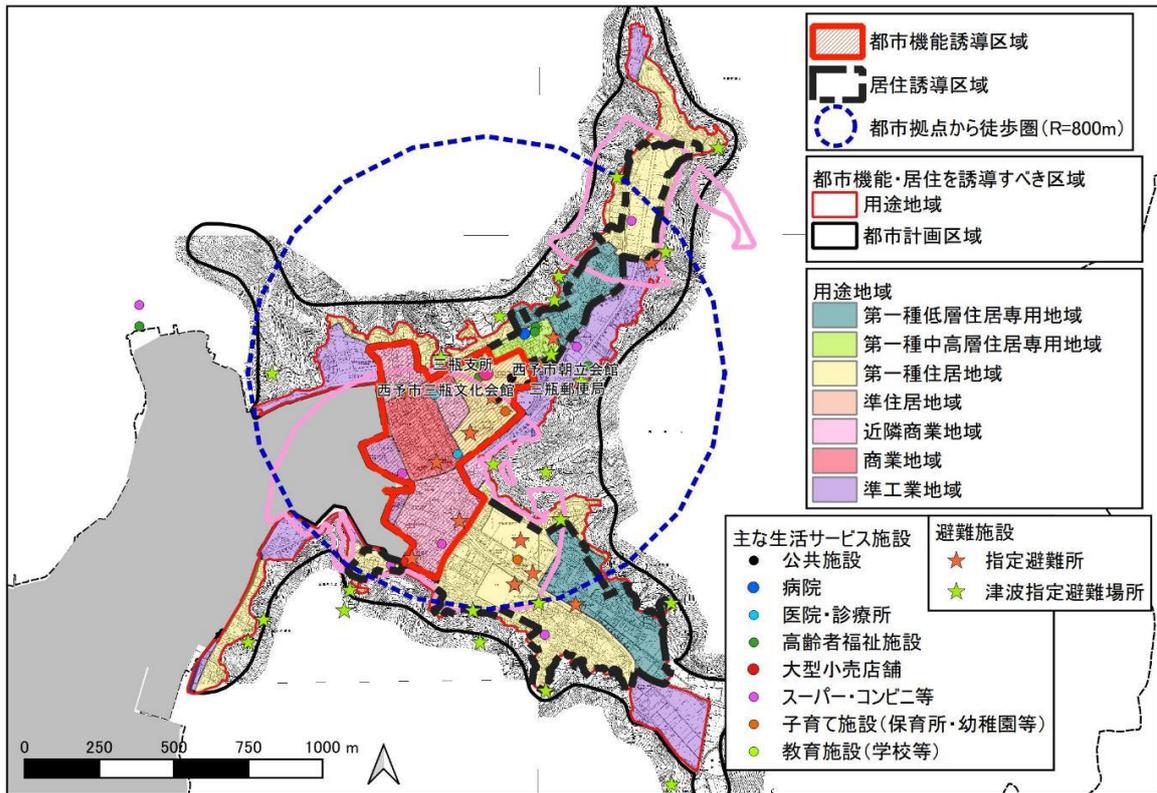


図 3-9 三瓶地域の誘導区域の区域図

出典：西予市立地適正化計画,R2.9

第4節 被害想定

(1) 地震

「愛媛県地震被害想定調査」(平成 25 年 12 月)によると、南海トラフ巨大地震が発生した際には、三瓶東地区では、最大震度 6 強の揺れが想定されています。

三瓶支所、三瓶小学校、三瓶中学校、医療機関、福祉施設の位置で震度 6 強の揺れが想定されています。

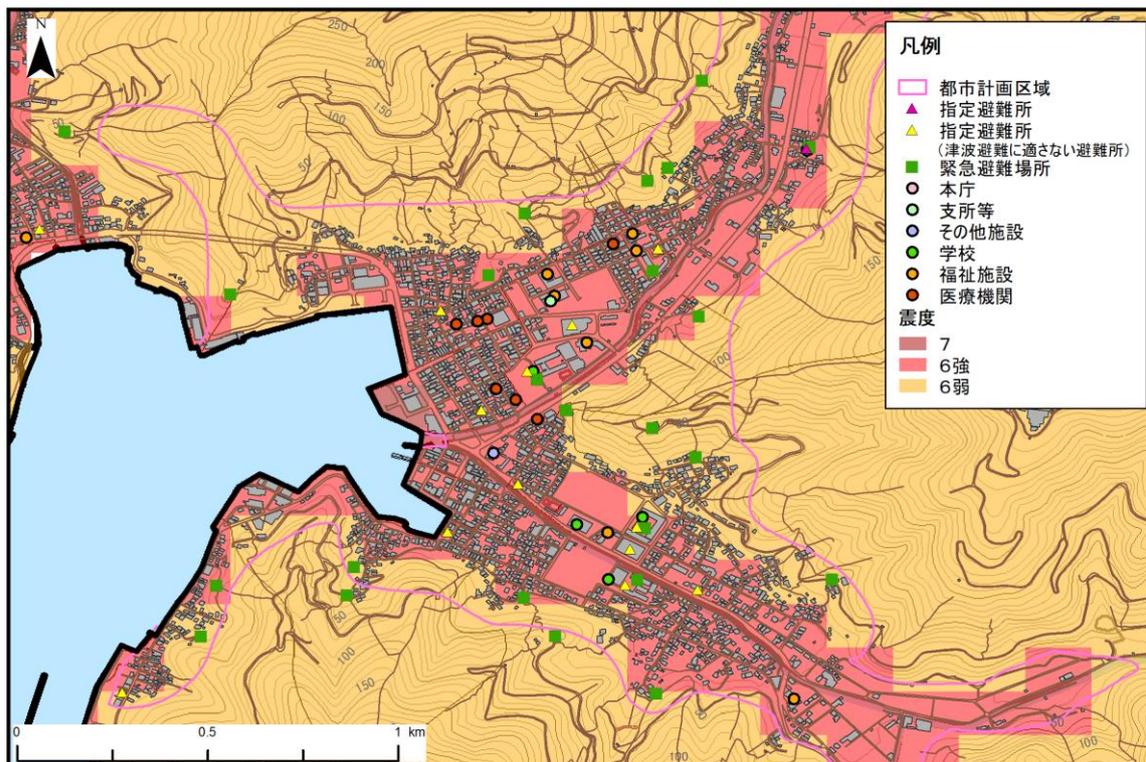


図 3-11 震度分布図

出典：愛媛県地震被害想定調査,H25.12 をもとに作製

(2) 津波浸水想定

「愛媛県地震被害想定調査」(平成 25 年 12 月)によると、南海トラフ巨大地震が発生した場合、三瓶東地区では、津波により 5.0m 以上の浸水が想定されています。

三瓶支所、三瓶小学校、三瓶中学校、医療機関、福祉施設の位置で 5.0m から 10.0m の津波浸水が想定されています。

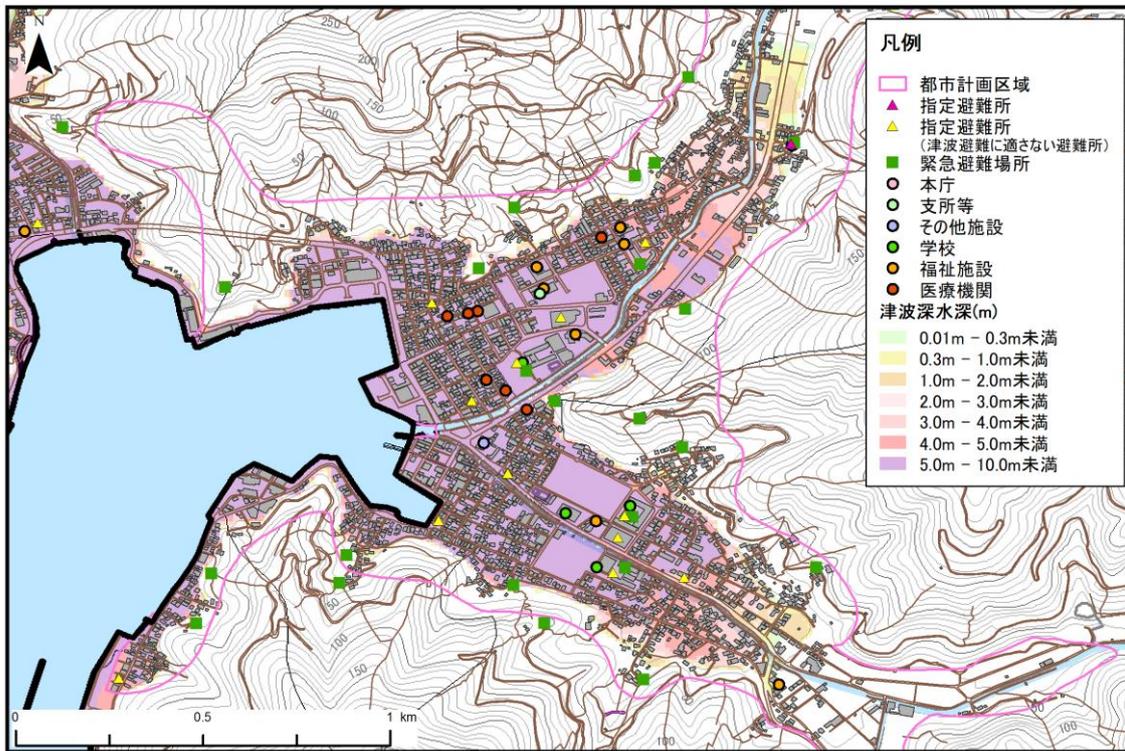


図 3-12 津波浸水想定図

出典：愛媛県地震被害想定調査,H25.12 をもとに作製

(3) 土砂災害（特別）警戒区域

土砂災害（特別）警戒区域は、市街地を取り囲むように指定されています。

三瓶支所、三瓶中学校、一部の福祉施設の敷地に土砂災害警戒区域が指定されています。

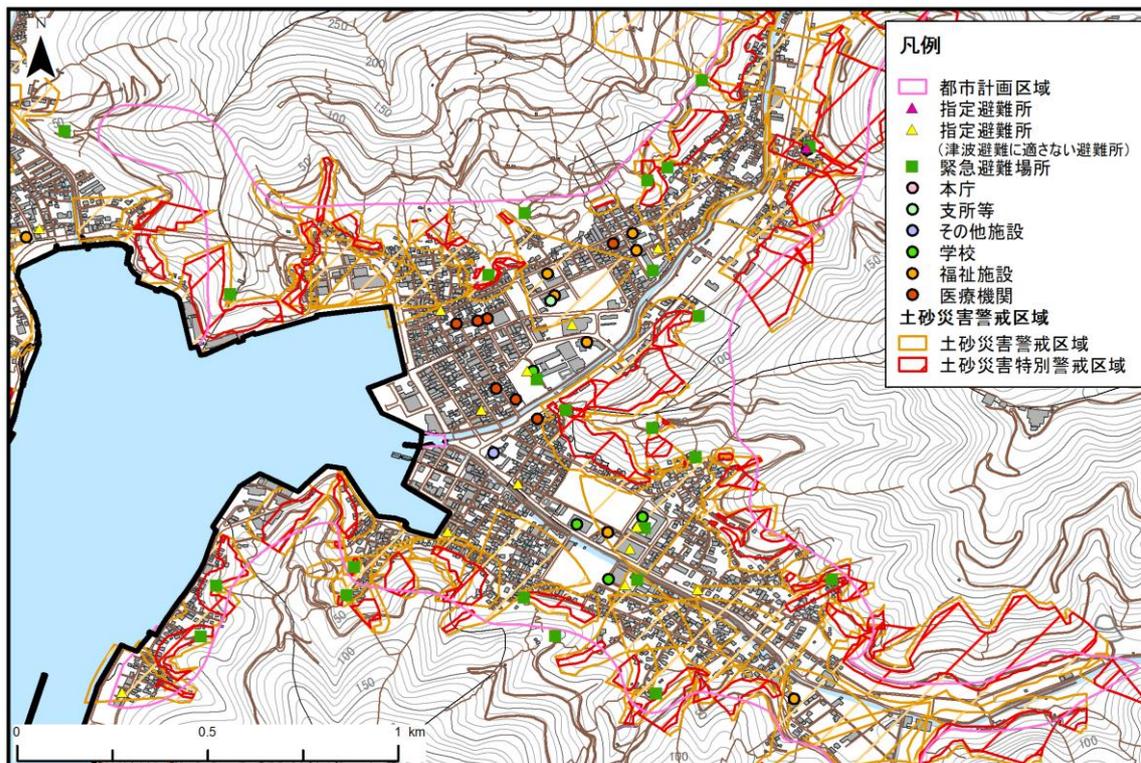


図 3-13 土砂災害（特別）警戒区域図

出典：国土数値情報

<参考>

最大クラスの津波(L2)と比較的発生頻度の高い津波(L1)について

内閣府中央防災会議専門調査会(東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波に関する専門調査会報告 平成23年9月)から、平成23年3月11日に発生した東日本大震災の甚大な津波被害を教訓に、今後、津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する新しい津波対策の考え方が示されました。

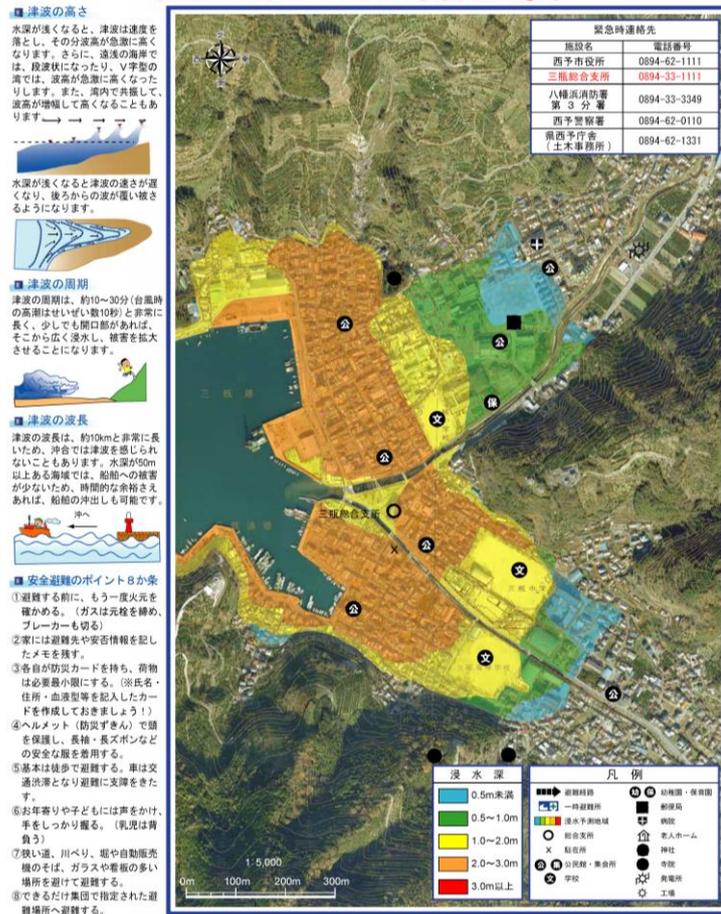
	最大クラスの津波 (L2津波)	比較的発生頻度の高い津波 (L1津波)
津波レベル	・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波(概ね数百年から千年に一度の発生頻度)	・最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波(概ね数十年から百数十年に一度の発生頻度)
対策の基本的な考え方	【減災】 ・住民等の生命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸にソフト・ハードの取り得る手段を尽くした総合的な対策を確立していく。 ・被害の最小化を主眼とする「減災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。そのために、海岸保全施設等のハード対策によって、津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを超える津波に対しては、避難することを中心とするソフト対策を実施していく。	【防災】 ・人命・財産の保護と地域経済の安定化のため、海岸保全施設等を整備していく。 ・海岸保全施設等については、比較的発生頻度の高い津波に対して整備を進めるとともに、設計対象の津波高を越えた場合でも、施設の効果粘りが強く発揮できるような構造への改良も検討していく。
対策内容	・津波浸水想定区域図の作成、ハザードマップの整備 ・率先避難の啓発(津波防災教育、自主防災組織との連携等) ・避難施設(避難路の確保、津波避難ビルの指定、津波避難タワーの整備等) ・津波防護施設の指定(道路・公園等)	・海岸保全施設等の整備の目安となる「設計津波の水位」を設定 ・海岸保全施設等の整備(堤防等の整備、堤防・水門等の耐震化・液状化対策等)

出典：南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針

西予市で公開されているハザードマップは、最大クラスの津波(L2)で示されていますので、本計画の前提とする災害は最大クラスの津波(L2)としています。一方で、次の南海トラフ地震による津波がどの程度の規模で発生するかわからない状況では、「比較的発生頻度の高いL1津波」や「海岸堤防の整備状況」等に応じた様々な津波シミュレーションを実施し、それぞれの被災状況を考慮したまちづくり計画を検討することが望ましいと考えられます。

参考として、中央防災会議「東南海・南海地震」モデルによる津波氾濫シミュレーションの結果を示した以前の津波危険マップを以下に示します。このシミュレーションでは、市街地の浸水深は 2.0~3.0m と想定されており、最大クラスの津波(L2)とは規模が異なることが読み取れます。

西予市 三瓶地区 津波危険マップ



旧 津波危険マップ

【注意】こちらは、L1津波を想定した津波危険マップです。

津波避難を考える際には、最新のハザードマップを参照してください。また、想定にとらわれず、より高い場所を目指してください。

出典：いであ株式会社,西予市津波防災対策検討業務,H22.3

第5節 生活再建シナリオ

復興まちづくりは、住民が住まいの再建を行う場所と密接な関係性があります。そのため、災害の発生から自宅の再建までの時間経過に応じて住民の生活の場が変化することを認識し、地域に住み続けたい、又は安全な場所に移転したい等の住民意向を確認しながら検討を行うことが重要です。

また、住民の住まいの場は、働く場によって大きく左右されます。市街地や集落における生業の復旧・復興の状況等も、住民が生活の場を選択する重要な判断材料にあることから、生業の復旧・復興のシナリオ等も検討する必要があります。

そのうえで、それぞれの市街地や集落にて、住民が生活を取り戻せるよう、恒久的な住宅の確保等を行うためのまちづくりを検討します。

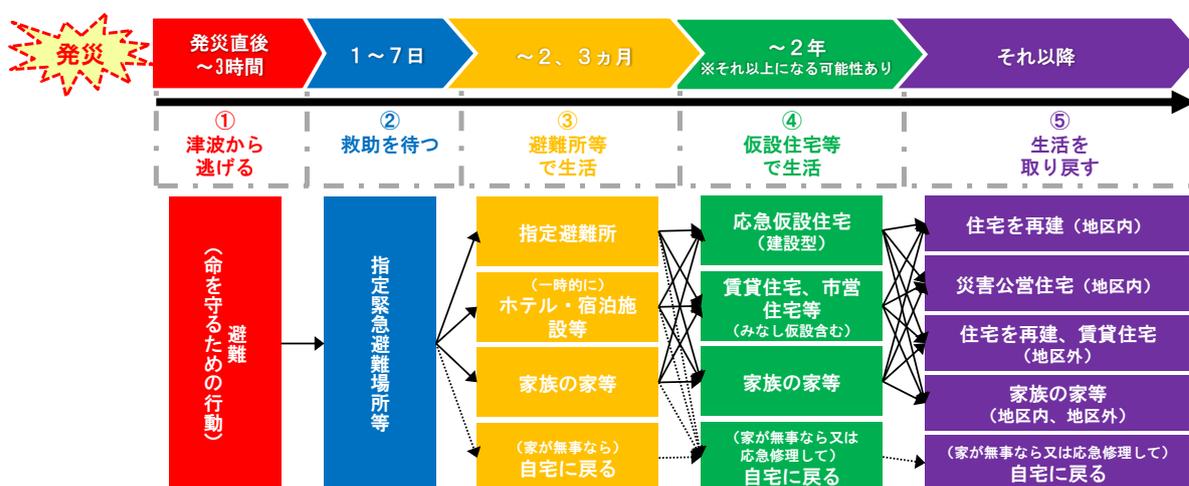


図 3-14 災害発生から復興までの住民の住まいの選択（一例）

出典：南海トラフ地震えひめ事前復興推進指針

「事前復興まちづくり計画検討 地域ワークショップ」において、命が助かった後の、「避難所等での生活」、「仮設住宅等での生活」、「生活をとりにどす」のそれぞれのフェーズに分けて、生活再建シナリオについて考えました。

復興後（生活をとりにどす）における生活再建意向としては、8割以上の方が三瓶東地区での生活再建意向があることがわかります。地区外での生活再建意向の方についても、その理由を確認し、どのようなまちであれば住み続けられるかを考えておく必要があります。

また、災害発生後には改めて意向を把握し、その結果を踏まえた復興まちづくりを実施します。

表 3-1 第4回WSにおける生活の場に関する意向把握結果

フェーズ	どこで	人数	どんな生活	選んだ理由
避難所等での生活	指定避難所	18人	<ul style="list-style-type: none"> 自宅の様子が分かる位置の為、次に取る行動を考えながら生活する ストレスを感じそう 質素な生活 	<ul style="list-style-type: none"> 他の地域に親戚がないから 家族や友達がいるから、三瓶が好きだから ホテルはお金がかかるから
	ホテル・宿泊施設等	1人		
	家族の家等	13人	<ul style="list-style-type: none"> 昼は自宅や職場の片づけに行く 生業を手伝う 	<ul style="list-style-type: none"> プライバシーが守られるため いずれ三瓶に戻ってきたいため市内にいたい 猫と住んでいるから
仮設住宅等での生活	応急仮設住宅（建設型）	12人	<ul style="list-style-type: none"> 被災後の生活に少しずつ順応していくようにする 再建に向けての準備 	<ul style="list-style-type: none"> 生まれ育った土地で住みたい お金がかからないから
	賃貸住宅・市営住宅（みなし仮設含む）	8人	<ul style="list-style-type: none"> 発災前の日常に戻す努力をする生活 生活はなんとかできそう 	<ul style="list-style-type: none"> 自分の家と呼べるところに住みたい
	家族の家	12人	<ul style="list-style-type: none"> 宇和高校の教室を借りて授業を再開 仕事に復帰 	<ul style="list-style-type: none"> なるべく早く授業を再開するため 家業に早く戻るため
生活をとりにどす	住宅を再建（地区内）	21人	<ul style="list-style-type: none"> 仕事を取り戻す 災害前とほとんど変わらない生活 三瓶地区の山間部に家を建てて、農業をする 	<ul style="list-style-type: none"> 子供が大きくなるまでは離れたくない 住み慣れているから 三瓶で何も再建しなければ、忘れられてしまう 家業の継承
	災害公営住宅（地区内）	5人	<ul style="list-style-type: none"> 被害が少なかった三瓶地区で生活 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅を再建したくても資金がない お金もあまりかからず少し落ち着いた生活ができるから
	住宅を再建、賃貸住宅（地区外）	4人	<ul style="list-style-type: none"> 賃貸住宅での生活（宇和か八幡浜） 拠点を移して生活する 	<ul style="list-style-type: none"> 地区内にいるより早く生活環境がもとなる これ以上津波の心配をしたくない

第6節 復興まちづくりの課題

「事前復興まちづくり計画検討 地域ワークショップ」において、復興まちづくりにおいて想定される課題を話し合いました。

その際に得られた意見を、「事前準備」、「情報連絡・コミュニティ」、「避難」、「避難生活」、「復興」、「祭り・伝統」、「産業」に分類してまとめました。

事前準備		情報連絡・コミュニティ		避難		避難生活	
家具を固定	自宅の建物の耐震化は大丈夫なのか	行政、消防、警察への情報手段	家族との安否確認	屋間は若い方が町外へ働きに行っている	農道の避難路としての安全性	水と食糧の確保	高いところに避難しても生活できる環境がない
避難行動要支援者等避難支援個別計画作成	海拔をしっかり住民に把握させないといけない	住民同士で情報共有ができない	地域の人材リストを作って、組織が十分に動かない	お年寄りが山に登れないのでは？	ペットを連れて避難できるか	人の移動に必要な自家用車が動かせなくなると、個人の生活が困難になる	ゴミと衛生
自分の命は自分が守る(二次被害を起こさない)	老朽化した空家をどうするのか？	町内の高齢者の連絡網がほしい	高齢者・独居老人世帯の把握	避難所も浸水する	夜間に起こった場合迷う	ライフラインが心配(電気・水道・ガスなど)	病院はどうする？
				あらゆる最大限の被災を想定した訓練	避難場所は十分に確保されているのか	持病のある方の薬の確保はできるのだろうか	
				避難所と備蓄倉庫を高台へ整備 避難所整備	用意していた防災グッズは持ち出しできるか	交通手段が確保できない(孤立するかも)	感染症が広まったらどう対応するのか
復興				祭り・伝統		産業	
元の土地で生活できるようになるのか？	住宅再建	津波と土砂災害により災害後に住める場所がなくなる	東日本大震災の復興でできたこと(壁を作る等)は三瓶では行うことができない 地域の規模が小さすぎる	お祭りの継承 コロナ高齢化	地元の人から子供へと伝えていく機会	みかんはとれるけど、出荷方法は？	海水による浸水(浸水→塩害)
心がやすまる場所がなくなる	学校の授業はどれくらいで再開されるのか	三瓶町のほとんどは9m以上の波がくるので、本当に更地になるかも	海が怖くなる(津波を思い出す)	祭りの道具の所在が危うい	奥地の海のカーニバルができなくなる	漁業(船がなくなる)	家の仕事を続けていくことができるのか
商店街が崩壊する恐れ	津波で町全体がつかってしまうので、生活再建をどうしよう	戻れない		朝日文楽ができなくなる			
原発が壊れたとき							

図 3-15 第1回 WS のふりかえり 地域の課題を考える(地域の課題、困りごと)

第7節 復興の目標

三瓶東地区における復興まちづくりを計画的に進めていくため、「まち」、「住まい」、「生業」、「くらし」の4つの分野を設定し、復興の目標を以下のように定めます。

【まち】

次の災害を考慮した安全な市街地や拠点施設、道路ネットワークを形成する

【住まい】

多くの人が住み続けられる住宅地や住宅を整備する

【生業】

三瓶の自然の恵みを活かし、復興を後押しする新たな魅力・生業を創出する

【くらし】

地域の伝統文化やコミュニティを守り、幅広い世代が暮らしやすいまちを実現する

第8節 復興まちづくりの方針

「事前復興まちづくり計画検討 第4回 地域ワークショップ」において、復興後に実現したいくらしについて議論した結果をもとに、復興まちづくりの方針を以下のように定めます。

【まち】

- 市街地の嵩上げ等による浸水対策
- 公共施設（三瓶支所、消防署等）や学校の集約・高台移転
- 避難路となるような農道や林道の整備
- 平常時は遊び場、災害時には避難場所となるような公園等の整備
- 各地区の拠点施設の整備・強化
- 宇和地区や周辺地区へのアクセス路の強化

【住まい】

- 地震・津波に対し安全・安心な住まいの確保
- 多くの人が住み続けられる住宅地の形成

【生業】

- みかん山や畑・豊かな海の維持
- 商店街の復興
- 市場や道の駅などの魅力的な観光交流施設の整備
- 新たな働く場所となる工場や商業施設の誘致

【くらし】

- 地域の人との交流の創出
- 生活サービス施設（医療・福祉・商業施設・飲食店等）へのアクセス確保
- 子どもたちの遊び場や学びの場の早期再開
- 秋祭りや運動会などの伝統文化・イベントの継承

第9節 復興まちづくりイメージ図

第4回・第5回ワークショップを通じて、南海トラフ地震発生後の具体的な復興パターンと居住エリアの設定を行い、復興まちづくりイメージを議論しました。その結果をもとに、復興まちづくりイメージ図を次頁のように示します。

なお、この復興まちづくりイメージ図（案）は、「事前復興まちづくり計画検討 地域ワークショップ」で地域住民が意見交換をして作成したものでありますが、実際の災害後には社会経済状況や被災状況等によりこのまま実現するものではありません。しかしながら、災害後にこの復興まちづくりイメージを踏まえ、より具体的な検討を行うことで、早期復興などの効果が期待されます。

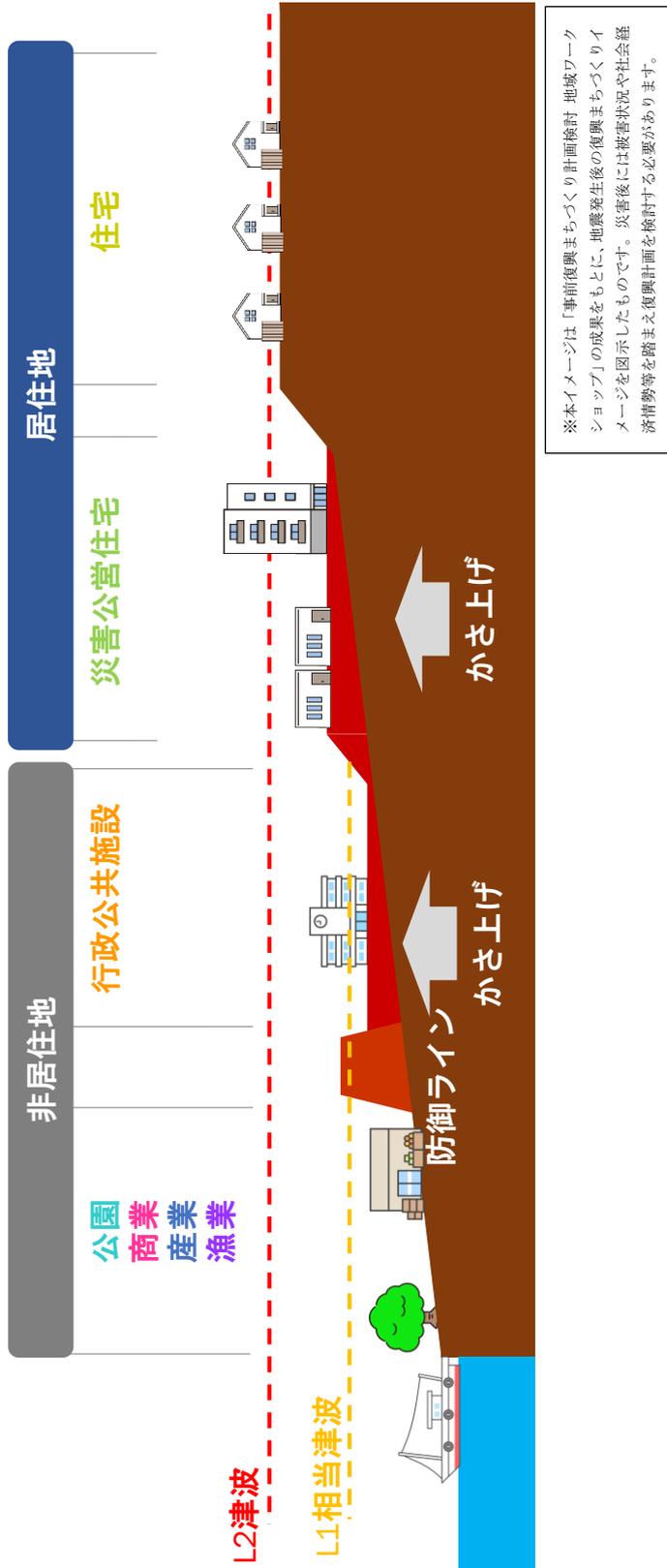


図 3-17 三瓶東地区 復興まちづくりイメージ (案) 断面イメージ

復興まちづくりイメージの作成において、「事前復興まちづくり計画検討 地域ワークショップ」の中で挙げられた意見と、復興時における留意事項を以下に示します。

ゾーン区分	第4・5回 地域WSでの意見	留意事項
土地利用 (低地・高台)	<ul style="list-style-type: none"> 市街地を嵩上げする 中心部に高台を造成する 海が見渡せる場所が中心になると良い 	<ul style="list-style-type: none"> 交通手段などを確保し低地と高台のまちの分断を避ける必要がある。 住民意向などを考慮し、適切な市街地の広さを維持する必要がある。 海岸堤防の整備計画などを踏まえて津波シミュレーションを実施し、土地利用を検討する必要がある。 海やみかん山の景観に配慮する必要がある。 地域の宝を活かした復興まちづくりを検討する必要がある。
みどり・景観	<ul style="list-style-type: none"> 海や星を見ることができる場所を作る 小学校から見える景色を守る みかん山や共同農地・畑を残す 	
主要道路	<ul style="list-style-type: none"> 宇和地域、八幡浜市とのアクセスを復旧させる 避難路にもなる大きな道路にする 	
区画街路・細街路	<ul style="list-style-type: none"> 住宅地の区割を整えて道路を効率よく配置する 歩行者専用道路をつくる 農道や山道を整備する 	
商業施設	<ul style="list-style-type: none"> スーパー、青空市場を作る 三瓶の名物料理店を残す 銀行、飲食店、農協などを残す 	
公共公益施設	<ul style="list-style-type: none"> 支所、消防署、学校などを浸水しない場所に立地させる 	
住宅	<ul style="list-style-type: none"> 水のリスクが比較的低い高台に住宅地を造成する 平屋の高齢者施設、介護施設を整備する 住宅地とあわせて、災害時活動拠点となる広場や避難所、避難路を整備する 	
災害公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ピロティ形式で1階を駐車場にする 公営住宅は津波避難場所としても活用する 車椅子の方に配慮する 交流スペースや小規模なスーパーを設ける 	
公園・オープンスペース	<ul style="list-style-type: none"> 高台に避難場所になる公園やキャンプ場などを整備する 海の見えるイベント広場をつくる みかんの木を防潮林として植える 	
産業施設	<ul style="list-style-type: none"> 市場、観光船、マリンスポーツ、海上レストラン、釣り堀、ジップライン、養殖イカダの見学、蛍、競艇場、カヤック、マリンアカデミー、水族館、ウォーキングコース、企業などを誘致する 三瓶本館を再建する ピロティ構造の道の駅を整備する 地元みかんを使った新製品を開発する 	
漁業	<ul style="list-style-type: none"> 港を再建する 漁船ターミナルと緑地公園を設ける 大きな釣り場や釣りができるキャンプ場、サイクリングロードを整備する 漁業集落はかさ上げして住宅を整備する お年寄りに優しい防災拠点を整備する 夕日がきれいな場所のため、イベントを実施する ジオパークを活用する 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> 奥地の海のカーニバルや秋祭りなどのイベントを残す 公共交通機関や送迎バスを充実させる 三瓶浄水場のすぐ上にヘリポートを整備する 	

第10節 復興の実施に向けて

三瓶東地区の復興まちづくりイメージの実現に向け、活用可能な事業を以下に整理します。事業の採択要件や住民負担等を確認し、実現性の高い事業を選定する必要があります。

(1) 復興において活用が想定される事業・制度

【復興始動期】

1) 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、市が、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がなく、自らの資力では住宅を得られない人に対し、供与する住宅です。

応急仮設住宅の供与に当たっては、速やかに応急仮設住宅の必要数を把握し、建設事業者団体等の協力を得て、建設型応急住宅の建設、民間賃貸住宅の借り上げ（賃貸型応急住宅）を行います。

1戸当たりの規模は、29.7㎡を標準とし、その設置のため支出できる費用は、2,401,000円以内とする。災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければなりません。また、応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から2年までとします。（延長事例あり）



図 3-18 西予市の応急仮設住宅

出典：西予市復興まちづくり計画（H31.3）

2) 建築制限

大規模な被害が起きた市街地において、住宅や事業所等の個別復旧等が行われることにより、その後の復興まちづくりの取り組みに影響があるとされる場合、建築基準法第84条等に基づき、一定期間の建築制限を行うことができます。

また、津波等による危険の著しい区域は、建築基準法第39条に基づき、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築物の建築を制限する災害危険区域を指定することができます。

なお、防災集団移転促進事業により、住居の集団的移転を行う場合は、移転元地（移転促進区域）を災害危険区域に指定することが、移転促進区域内の宅地等の買取に対する国庫補助の要件となっています。

【本格復興期】

3) 災害公営住宅

災害公営住宅は、公営住宅法に基づき、災害で住宅を失い、自らが住宅を確保することが困難な方に対して、安定した生活を確保してもらうために、市町村や都道府県が国の助成を受けて整備する賃貸住宅です。

災害公営住宅の建設等に擁する費用の補助率は2/3であり、激甚災害に指定された場合は、補助率が3/4になります。

災害公営住宅の整備にあたっては、被災者の住居に関する意向調査に基づき、必要戸数を算定します。また入居希望者の世帯状況や希望を踏まえ、供給計画（整備計画）を定めます。戸建てと集合住宅の二種類があり、家賃は間取りや入居者の年収によって決められます。



図 3-19 西予市の災害公営住宅

出典：地域安全学会シンポジウム（R4.5）

4) 防災集団移転促進事業

防災集団移転促進事業は、「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特例措置等に関する法律」に基づき、災害が発生した地域又は災害危険区域のうち、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団移転を支援する事業です。

市は、被災した移転元の宅地を買い取り、津波等に対し脆弱な住宅が建設されないように建築制限を実施します。

また、市は、移転先となる住宅団地を安全な高台等に整備し、住宅の敷地を販売又は賃貸にて移転対象者に提供します。

移転者に対しては、市町村が整備した住宅団地の敷地取得や住宅建設のために住宅ローンを活用する際の利子相当額への支援等があります。

これらの措置に対する国庫補助率は 3/4 です。

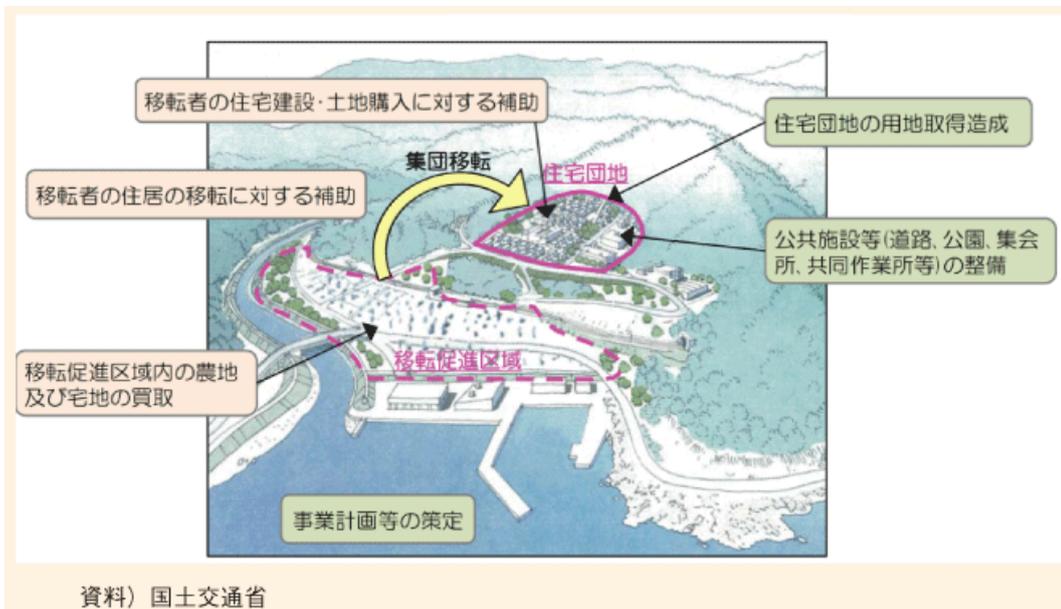


図 3-20 防災集団移転促進事業のイメージ

5) 土地区画整理事業

被災市街地復興土地区画整理事業は、被災した市街地の復興を図るため、公共施設と宅地を計画的かつ一体的に整備することのできる事業です。

復興の方針において、原位置での復興を基本としている地区や、移転の受け皿となる高台の市街地を整備する際に適用されます。

また、防災上安全な宅地を確保する観点から、これらの地区に隣接する丘陵地との一体的な整備や、津波対策のための市街地の嵩上げ（盛土）も行われます。

補助率は 1/2 です。

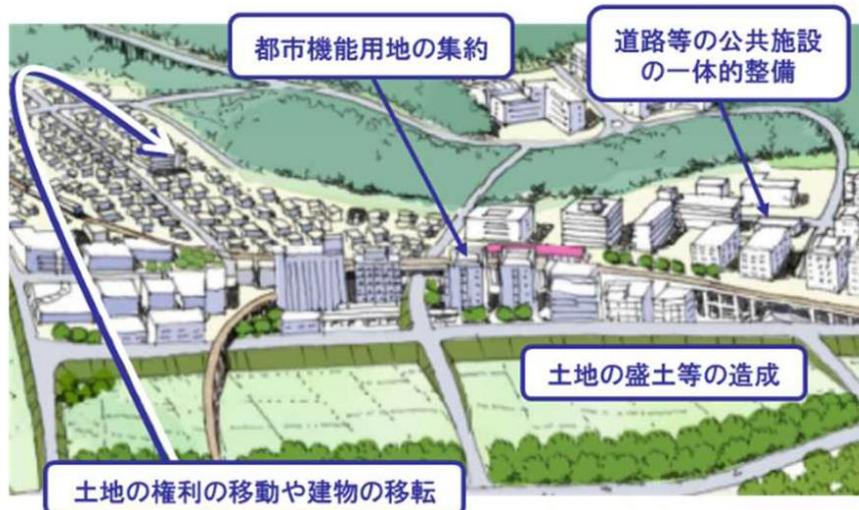


図 3-21 被災市街地復興土地区画整理事業のイメージ

6) 津波復興拠点整備事業

津波により被災した地域の復興を先導する拠点とするため、住宅、公益施設、業務施設等の機能を集約させた津波に対して安全な復興の拠点となる市街地（一団地の津波防災拠点市街地形成施設）を用地買収方式で緊急に整備する事業です。

東日本大震災を受けて創設されました。

同じ買収型の防災集団移転促進事業が住宅の移転及び整備を中心としているのに対し、住宅用地だけでなく公益施設や業務施設等の用地の整備を対象とし、復興の中心拠点となる市街地を早期に整備するために活用できます。

単独事業によるスポット的な拠点整備のほか、土地区画整理事業や防災集団移転促進事業との組み合わせにより運用することも可能です。

補助率は 1/2 です。



本事業では、道路、公園、緑地のほか、津波防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設等の整備を支援

図 3-22 津波復興拠点整備事業のイメージ

7) がけ地近接等危険住宅移転事業

災害の未然防止を図るため、自然災害のおそれの高い土地（災害危険区域や土砂災害特別警戒区域等）から住宅を移転する者に対し、住宅再建に係る資金を借入した場合の利子相当額、除却及び移転等に要する費用の補助を行う事業です。

防災集団移転促進事業が集団移転を支援する事業であるのに対し、個別移転の支援を行うことが可能な事業です。

補助率は 1/2 です。

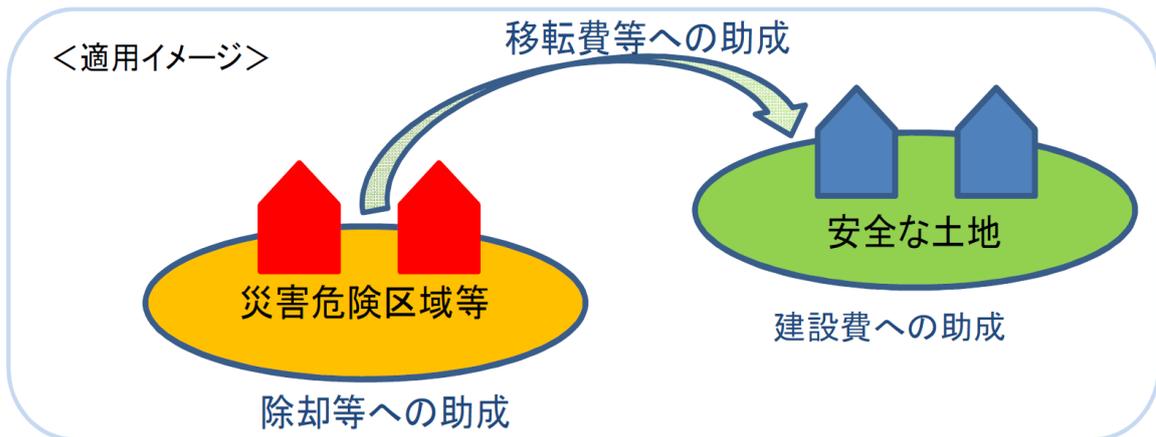


図 3-23 がけ地近接等危険住宅移転事業のイメージ

(2) 東日本大震災における復興まちづくり

東日本大震災で被災した市街地や集落の復興パターンは、「被災市街地復興手法検討調査（とりまとめ）」（平成 24 年 4 月 国土交通省 都市局）によると、居住地に着目した分類として A～E の 5 つのタイプが示されています（図 3-24、表 3-2 参照）。なお、被災前に沿岸部に立地していた産業地は、ほぼ同位置において復興が進められています。

復興パターンの検討は、海岸堤防の整備等に基づく津波シミュレーションの結果や住民意向等を踏まえて選択されることとなるが、住民との合意形成等に多くの時間を要すると想定されます。

そのため、災害の発生前から、津波の浸水想定や地形の状況（背後地含む）、移転候補地の有無、住民意向等を踏まえて、それぞれの市街地や集落において想定される復興パターンを検討し、住民との合意形成を進めておくことで、早期の復興につながることを期待されます。

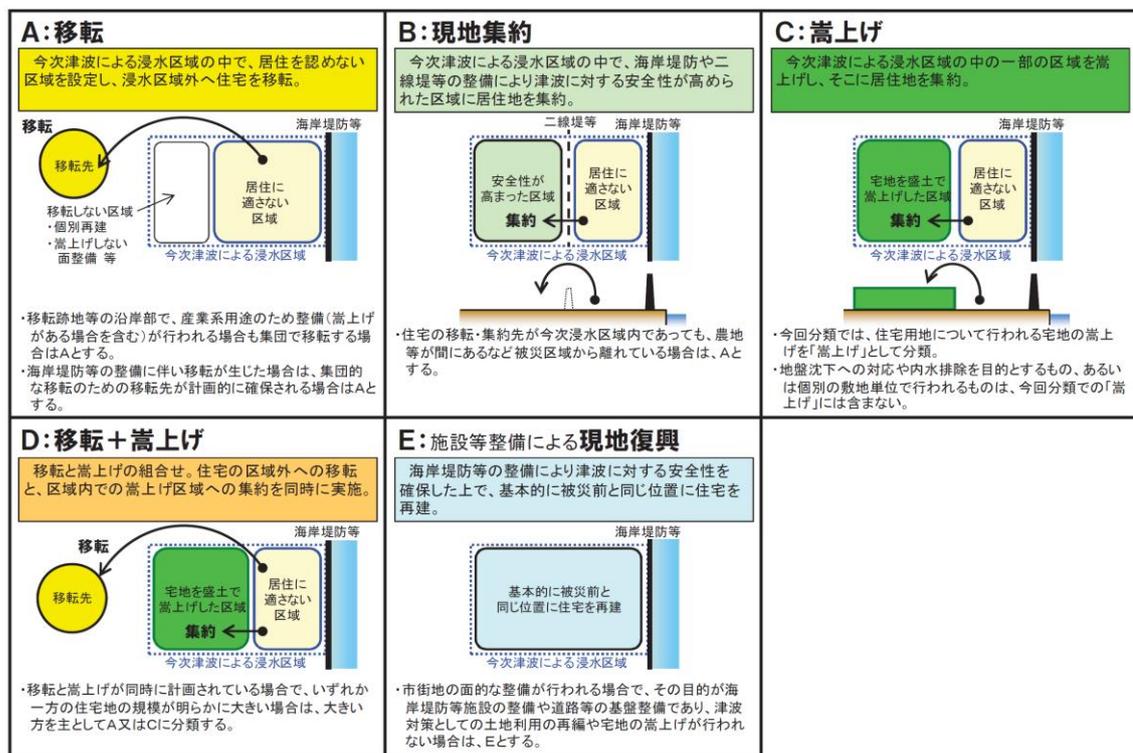


図 3-24 東日本大震災の復興パターンの分類

参照：被災市街地復興手法検討調査（とりまとめ）（平成 24 年 4 月 国土交通省 都市局）

表 3-2 東日本大震災の復興パターンごとの地区数

復興パターン	市町村数	地区数	地区数	
			市街地等	集落
A：移転	25/32 市町村 (40%)	127/208 地区 (61%)	30/83 地区 (36%)	97/125 地区 (78%)
B：現地集約	3/32 市町村 (5%)	6/208 地区 (3%)	5/83 地区 (6%)	1/125 地区 (1%)
C：嵩上げ	7/32 市町村 (11%)	19/208 地区 (9%)	8/83 地区 (10%)	11/125 地区 (9%)
D：移転+嵩上げ	12/32 市町村 (19%)	18/208 地区 (9%)	14/83 地区 (17%)	4/125 地区 (3%)
E：現地復興	16/32 市町村 (25%)	38/208 地区 (18%)	26/83 地区 (31%)	12/125 地区 (10%)

※市街地等：市街地と市街地に準ずる地区

※市街地：用途地域を含む地区

※市街地に準ずる地区：用途地域を含まない、町村役場が立地するもしくはその付近の地区又は市役所・町村役場の支所が立地する地区

※集落：市街地及び市街地に準じる地区ではない地区

参照：被災市街地復興手法検討調査（とりまとめ）（平成 24 年 4 月 国土交通省 都市局）

第3章 実現に向けた取り組み

第1節 アクションプラン

「事前復興まちづくり計画検討 第5回地域ワークショップ」において、復興事前準備として発災前に取り組むべき施策・事業について意見交換を行い、アクションプランとして整理しました。

事前に取り組むべき施策・事業は、「短期的な取組み」、「中長期的な取組み」の2つの時間軸で整理し、誰が実施するのかを「私」、「私たち」、「行政」として整理しました。

なお、このアクションプランは、「事前復興まちづくり計画検討 地域ワークショップ」で地域住民が意見交換をして作成したものであり、それぞれ具体的な検討を進める中で地域の状況等により変更される可能性があるため、実施を約束するものではありません。しかしながら地域が一体となって復興事前準備を進めることで、被害軽減や復興の早期化などの効果が期待できます。その際には、緊急避難場所、個々人で避難できる場所、仮設住宅建設候補地、及び災害廃棄物仮置場等についても検討、議論しておくことが重要です。

(1) まち

短期的な取組み	
①まちの点検と清掃	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に危険な場所の確認 ・水路、河川等の清掃 ・町のみんなで間伐
②防災備蓄の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・防災倉庫の中身を充実 ・地区ごとの決まった場所に担架や車イスなどを設置 ・家具固定サービスの周知
③避難の実効性向上	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難ルートの確認 ・避難ルートのマップ作り、管理 ・地域での避難訓練、避難訓練への参加 ・夜間時の避難路の明かりの確保
中長期的な取組み	
①避難所・避難場所の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所の周知 ・平常時からの避難場所の有効活用 ・避難所、避難場所、津波避難タワーの整備（トイレ含む） ・指定避難所の機能向上 ・防災拠点・防災公園の整備 ・情報連絡用の設備を整備 ・雨天時用の設備（テント等） ・農地を公園として整備 ・みかん小屋の活用を検討 ・既存施設の利活用を検討
②避難路の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路の整備 ・高台をつなぐ避難路の整備 ・農地農道の地盤調査、農道の整備 ・避難路の照明設置 ・倒壊を防ぐため沿道の空き家の撤去
③広域ネットワークの整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリポートの整備 ・宇和への道路整備 ・国道 378 号の改良
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区への防災士配置と防災教育の実施 ・ヘルメットの確保 ・災害記録用のカメラ設置 ・津波軽減のために防波堤を嵩上げ ・避難訓練などのイベントの開催

赤字：私、緑字：私たち、青字：行政

(2) 住まい

短期的な取組み	
①家庭内の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・家具の固定（補助制度） ・保険の見直し ・家の耐震強化 ・家周囲の明かりの確保（確認） ・家周囲の整理（避難のため） ・非常電源の設置 ・家具の固定をお互いに確認 ・家具固定サービスの周知
②空家の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の寄付、空き家バンクに登録 ・空き家所有者への周知・指導（倒壊の危険）
③その他	<ul style="list-style-type: none"> ・所有施設を津波避難場所として開設 ・家族での話合い ・間伐材でログハウス
中長期的な取組み	
①家庭内の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅の耐震化 ・車イスでも移動できる自宅 ・非常用電源の設置 ・非常用電源やバリアフリーに対する補助制度
②空家の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・空き家有効活用への政策 ・避難路確保のために空家の撤去
③その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅ではガスコンロを避ける 避難場所ではガスコンロ ・高台の宅地を造成

赤字：私、緑字：私たち、青字：行政

(3) 生業

短期的な取組み	
①日頃の備え	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災無線が入った時にすぐ動ける準備をしておく ・ 災害保険への加入 ・ 仕事に必要なものを別の場所に備蓄・保管
②連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取引先と大規模災害時の取組みを考えておく ・ 建設業者との連携
③観光・特産物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 三瓶の海へ観光誘致 ・ 姫塚へ観光誘致 ・ ジオパークの有効活用（ネットワークの形成）
中長期的な取組み	
①日頃の備え	<ul style="list-style-type: none"> ・ みかん小屋の有効活用 ・ 企業や生業のBCP検討 ・ みかん小屋の有効活用 ・ 職場内での訓練 ・ 企業のBCP検討の支援
②観光・特産物	<ul style="list-style-type: none"> ・ みかんのなえ木の保管 ・ 三瓶の特産品を使った商品開発 ・ ふるさと納税の活用
③その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全な場所への就業場所の確保、人員の誘致 ・ 高台の産業用地の整備

赤字：私、緑字：私たち、青字：行政

(4) くらし

短期的な取組み	
①備蓄の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・非常持ち出し品、備蓄品の用意 ・備蓄品のローリングストック ・石油ストーブを準備しておく ・軽四トラックを確保している（高台に駐車） ・情報収集手段の確保 ・防災グッズの準備 ・ライフライン切断時の備え ・備蓄品のローリングストック
②地域のコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭内の決め事（避難場所等） ・日ごろからのコミュニケーションの実施 ・災害後の声掛け ・家族の健康状態の把握 ・近所、地域との交流による防災意識の向上 ・地域コミュニティの維持 ・防災、減災を考えるワールドカフェ ・学校と地域との交流 ・ワークショップ、説明会、防災イベント等の実施 ・土日等の子どもが参加しやすいイベントを増やす
③訓練・教育	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や友達にワークショップの内容を共有 ・訓練の実施（夜間も含む）、訓練参加の呼びかけ ・防災士を活用し自主防災会を活性化 ・小中学生の防災教育 ・防災士や行政による小中高生の防災教育 ・発電機等の動作確認
④高齢者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者等への声掛け（民生委員） ・個別避難計画の作成 ・要支援者の避難方法 ・高齢者や子どもへの声かけ ・連絡網の作成
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・「無事ですカード」の作成 ・三瓶公園までのウォーキングコースの作成

赤字：私、緑字：私たち、青字：行政

中長期的な取組み	
①訓練・教育	<ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練の実施、周囲への呼びかけ ・避難訓練の実施（夜間も含む） ・地域防災会と小中学校、保育園との訓練 ・安否確認の訓練 ・防災倉庫にある設備使用の訓練 ・防災士の育成、活躍の場の設置 ・避難訓練 ・被災の模擬体験の機会確保
②高齢者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・通院の送迎ボランティア ・要支援者の避難対策の検討（個別計画、台帳整理など）（支援）
③安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・支援物資の調達手段の検討 ・小中学校や保育園の病院等の浸水想定区域外への移転 ・原発に対応したシェルター確保 ・分校にかかっている山下橋の強化
④地域のコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・楽しいイベント運営によるコミュニティの維持
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・祭具や文化財などの保管場所の見直し ・子どもたちへの支援（遊べる場、安心安全な生活、魅力を感じる） ・公共トイレの増設 ・多様な情報提供 ・防災無線システムの改善

赤字：私、緑字：私たち、青字：行政

第2節 復興事前準備の推進に向けて

第1節に示したアクションプランを推進するためには、それぞれの実施内容について、具体的な進め方を検討する必要があります。以下に、「高台をつなぐ避難路の整備」を一例として、事業推進の具体的な計画の例を示します。

事業：高台をつなぐ避難路の整備（一例）

実施主体：西予市建設課

概要：農道朝立線から三瓶公園までの道路の改良工事（L=243m, W=3.0（4.0）m）

工程計画：令和5年度

内容	期間	R5											R6															
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
道路新設工事				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
配水管移設工事(終点付近)																									●	●	●	●
南水関係調整(スプリンクラー)				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

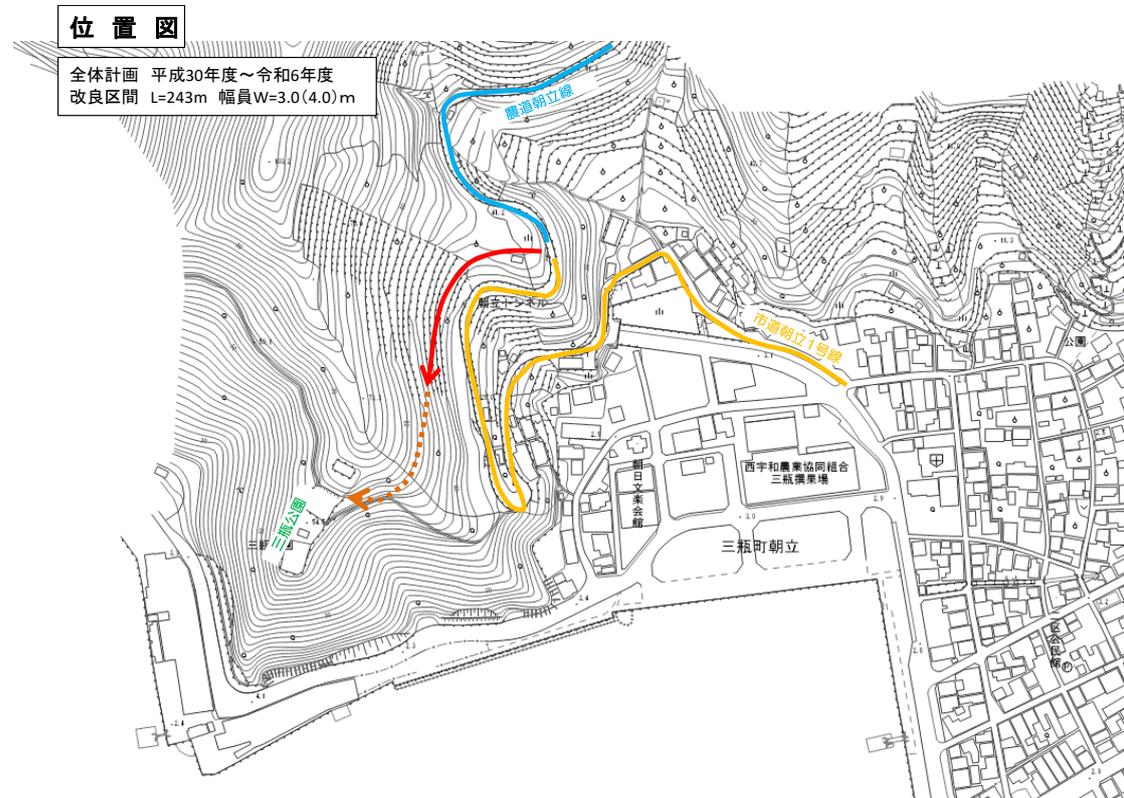


図 3-25 事業イメージ

第3節 PDCAサイクルの運用

事前復興まちづくり計画をよりよいものにするためには、技術革新などの社会経済情勢の変化、人口増減や、海岸堤防等の整備方針の決定、大規模なまちの変容、住民意向などの状況の変化に応じ、地域住民や大学と意見交換等を実施し、計画の見直しを行います。なお、各地区の「事前復興まちづくり計画」は、市、地域、関係機関が協働して、まちや住まいの復興方針、復興のイメージ等を検討した結果をとりまとめるものであり、今後は三瓶東地区以外においても検討を進めます。

さらに、地域が一丸となって、課題解決提案型ワークショップ（地域デザインWS）を行うこと等により、復興事前準備の実現を目指します。



図 3-26 事前復興まちづくり計画のPDCAサイクルと実施主体

<参考>

バーチャル三瓶プロジェクト

愛媛大学の協力のもと、地域の中学生・高校生が中心となって、現在の三瓶のまちを仮想空間上に再現しています。

これらのモデルを活用することで、より具体的で現実味のある防災教育、防災減災対策、復興事前準備、復興まちづくり計画の検討が期待されます。



プロジェクト発表の様子